

ビタミンM No.164

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2025年10月号)

<今月のトピックス>

- ・全ての都道府県で地域別最低賃金の答申が出揃いました
 - ・19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります
- ## <今月のQ&A>
- ・教育訓練休暇給付金

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

= 全ての都道府県で地域別最低賃金の答申が出揃いました =

今年の地域別最低賃金の全国加重平均は、過去最高の66円引き上げられ、1,121円となりました。答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に順次発効される予定です。

47都道府県で、63円～82円の引上げとなっており、今年度は、27府県において発効時期が11月以降となっています。発効時期が来年3月末となっている都道府県もありますので、注意をしましょう。


都道府県	改定後	引上額(円)	発効日(予定)	発効予定月	発効時期が11月以降となる都道府県名
東京	1,226円	63円	2025年10月3日	11月	青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島
神奈川	1,225円	63円	2025年10月4日		
愛知	1,140円	63円	2025年10月18日	12月	岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄
大阪	1,177円	63円	2025年10月16日	2026年1月	
熊本	1,034円	82円	2026年1月1日	2026年3月	秋田、群馬

= 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります =

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合(被保険者の配偶者を除く。)は、現行の「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」に変わります。


= 教育訓練休暇給付金 =

10月より、雇用保険から新しい給付金が出来たと聞きました




1

教育訓練休暇給付金のことで、雇用保険の一般被保険者が、**在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇**を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。



2

対象となる教育訓練制度はどのようなものですか




3

教育訓練休暇給付金の支給対象となる休暇※以下のすべてを満たす休暇


- ①就業規則や労働協約などに規定された休暇制度に基づく休暇
- ②従業員本人が教育訓練を受講するために自発的に取得することを希望し、事業主の了承を得て取得する30日以上は無給の休暇
- ③次に定める教育訓練等を受けるための休暇

- ・学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専門学校又は各種学校が提供する教育訓練等
- ・職業訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等
- ・職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの



4

事業所として、どのような準備がいらいますか?




5

右の図のグレー部分が事業所が対応する箇所となりますが、制度導入には以下の準備が必要となります。

- 1)就業規則や労使協定への制度明記と従業員への周知
- 2)従業員から休暇の取得について申出があった場合、調整の上、合意
- 3)ハローワークに賃金月額証明書等を提出

教育訓練休暇制度は、離職することなく、従業員の主体的な能力開発をサポートできる制度のため、企業と従業員双方にメリットのある制度です。

働きやすい職場作りとして就業規則の整備をご検討されてはいかがでしょうか。



6

事業主	労働者	ハローワーク(※)
①教育訓練休暇に関する就業規則等の整備	②事業主に教育訓練休暇取得確認票を提出	③ハローワークに賃金月額証明書等を提出
④事業主に賃金月額証明書、教育訓練休暇給付金支給申請書を交付	⑤④の書類を労働者本人に対して交付	⑥事業主から交付された書類に必要事項を記入し、全てハローワークへ提出
⑦受給資格決定通知の交付、初回認定の日程等を案内	⑧ハローワークへ認定申告書を提出(初回)	⑨審査・支給決定
⑩ハローワークへ認定申告書を提出	⑪審査・支給決定	

※事業主が手続主体となる場合は事業所の所在地を管轄するハローワーク、労働者が手続主体となる場合は労働者の住居所を管轄するハローワークです。

教育訓練休暇の取得について合意 → 教育訓練休暇開始 → 休暇開始日から起算して30日以内 → 休暇開始日から起算して30日を経過するごとに必要書類を提出

「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「sr-toiawase@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階 TEL :06-6868-1177
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健 Mail :
執筆担当者:労務チーム 友田美津子 sr-toiawase@nkgr.co.jp

←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます



作成日:2025.9.16



イラスト協力:WANPUG